

船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、分譲マンション共用部分のバリアフリー化等に要する費用の一部を助成することにより、安心して長く居住することができる分譲マンションの普及を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション適正化法」という。）第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (2) 共用部分 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第4項に規定する共用部分をいう。
- (3) 敷地 区分所有法第2条第5項に規定する建物の敷地をいう。
- (4) 管理組合 マンション適正化法第2条第3号に規定する管理組合をいう。

(助成の要件)

第3条 この要綱に基づく助成は、次に掲げる要件を備えた管理組合に対して行う。

- (1) 市内に既存する建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の基準に適合する分譲マンションの管理組合であること。
- (2) 区分所有法第3条に規定する規約が定められていること。
- (3) この要綱による助成を過去に受けていないこと。

(助成の範囲)

第4条 助成の対象となる工事は、規約に特別な定めがある場合を除き総会による決議を経て決定した分譲マンションの共用部分又は敷地（事務所、店舗等の用に供している部分を除く。）について行う工事のうち、別表に定めるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条に規定する工事に要した費用（消費税を含まない）の額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は助成の対象となる分譲マンションの専有部分（区分所有法第2条第3項に

規定する専有部分をいい、事務所、店舗等の用に供している部分を除く。)の戸数に2万円を乗じて得た額のいずれか低い額とし、60万円を上限とする。

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする管理組合の代表者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める日までに、船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業助成申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 第3条第2号に規定する規約
- (2) 建築基準法に適合することを証する書類
- (3) 区分所有法第37条第1項の規定による集会の決議がされたものを証する書類
- (4) 申請者が管理組合の代表者であることを証する書類
- (5) 居住の用に供している専有部分の戸数を証する書類
- (6) 助成の対象となる分譲マンションについて、改修工事を行う箇所の現況を確認できるカラー写真並びに図面
- (7) 工事箇所ごとの仕様、数量、工事費等を示す書類
- (8) 代理人が申請を行う場合にあっては、委任状
- (9) その他市長が必要があると認める書類

(助成金の可否決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業助成可否決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(工事の時期)

第8条 助成の対象となる工事は、前条に規定する助成の可否決定の通知を受けた日以後に着手するものとし、当該着手した日が属する年度の3月末日までに完了させなければならない。

(工事の変更)

第9条 第7条の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、工事の内容に変更が生じた場合には、速やかに船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業内容変更申請書(第3号様式)に変更内容を確認できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を

決定し、船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業内容変更可否決定通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（工事の中止）

第10条 交付決定者は、助成の対象となる工事を中止する場合は、船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等工事中止報告書（第5号様式）により市長に報告しなければならない。

（実績報告書の提出）

第11条 交付決定者は、工事が完了した日から起算して20日を経過する日又は助成金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 工事完了箇所のカラー写真
- (3) 支払額の内訳を示す書類の写し（申請時から金額が変更となった場合のみ）
- (4) その他市長が必要があると認める書類

（助成金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、助成すべき額を確定し、船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業助成金額確定通知書（第7号様式）により当該報告を行った者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第13条 市長は、前条の規定により通知を受けた者に対し、口座への振込みにより助成金を交付するものとする。

（助成決定の取消し等）

第14条 市長は、交付決定者が、偽りその他不正な手段によって助成金の交付決定を受けたと認める場合その他相当の理由があると認める場合は、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業助成金交付決定取消通知書（第8号様式）により、交付決定者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により助成金の返還を求めるときは、船橋市分譲マンション共

用部分バリアフリー化等支援事業助成金返還請求書（第9号様式）により交付決定者に請求するものとする。

（関係書類の整備）

第15条 助成金の交付を受けた者は、船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業に係る経費の収支を明らかにした書類を10年間整備しておかなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第16条 助成金の交付を受けた者は、当該取得財産等については、助成事業の完了後10年を経過するまでは、市長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用してはならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

	対象工事名	基準	備考
1	手すりの設置	階段や廊下等に新たに手すりを設置する工事	手すりは適切な箇所、高さに設置すること
2	スロープの設置	分譲マンションの共用部分及び敷地内に新たにスロープを設置する工事	スロープの設置に際し、勾配に留意すること 容易に取り外せるものでないこと
3	床のノンスリップ化	エントランス、廊下等の床に滑りにくい素材を施工する工事	滑りにくい素材であることがわかる資料を提出すること
4	視覚障害者誘導用ブロックの設置	分譲マンションの共用部分及び敷地内に新たに視覚障害者誘導用ブロックを設置する工事	視覚障害者用誘導ブロックの種類は、原則として下記の(1)及び(2)とする。 (1) 線状ブロック (2) 点状ブロック
5	通路・開口部の拡幅又は改修	1 エントランス等の出入口及び通路の拡幅工事 2 エントランス等の出入口を自動ドアに変更する工事	エントランス等の出入口を拡幅する工事又は出入口のドアを自動ドアに変更する工事を対象とする。
6	エレベーターの設置等	1 エレベーターの設置 2 障害者用設備の設置	エレベーターを新たに設置する工事の他、下記の(1)及び(2)に該当する工事を対象とする。 (1) 車いす専用ボタンの設置 (2) エレベーター内の鏡の設置
7	断熱改修	窓等の断熱性を高める工事	次に掲げる方法により断熱性を高める工事を対象とする。 (1) 高断熱の窓等に交換（窓枠ごと交換）する方法 (2) 複層ガラス等へ変更する方法 (3) 外気に接する部分に新たに断熱材を施工する方法（断熱塗装のみを行う場合を除く。）
8	椅子式階段昇降機の設置	階段に椅子式階段昇降機を設置する工事	新規設置のみ対象とし、既に設置済みの場合及び一部機器の交換は対象外とする。